

兵庫県公報

令和6年3月29日 金曜日 第26号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）	1

公布された法令のあらまし

◎兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第14号）

- 1 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の森林環境税に係る規定が施行され、令和6年度から個人の県民税の均等割と併せて森林環境税の賦課徴収が開始されることに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 2 地方税法及び兵庫県税条例の一部改正により、不動産取得税の特例措置の適用期限が延長されること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第14号

兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県税条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第78号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項」を「地方自治法第243条の2第1項」に改める。

第13条の表及び様式第3号の3中「第11条の9第3項」を「第11条の10第3項」に改める。

様式第20号から様式第22号までを次のように改める。

様式第20号 (第16条関係)

個人県民税・森林環境税払込通知書

兵庫県 県民局長 様

(表) 号 日
第 年 月 日
市(区)町長
(公金機関等名)

兵庫県条例第22条の規定により 年度個人県民税等(年 月 月中納付又は納入分)を 月 日 に
次のとおり払い込みましたので通知します。

(単位 円)

県民税払込金額		円・合計額				
区	分	現年課税分		滞納繰起分		合計 (A)+(B)
		本税額	加算金額	本税額	加算金額	
県民税、市町民税及び森林環境 税に係る徴収済総額 (ア) 同上中戻出した過徴納金等の 総額 (イ) 差引 (ウ) - (イ) (ウ) - (イ)	本月分					
	前月分					
	前々月分					
	前々々月分					
	計					
県民税払込分率(森林環境税含む。)		年	月	日現在 (エ) 0.		
当月徴収に対する県民税算出金額 (オ) (ウ) × (エ)						
本月に清算した払込過不足金額及び繰り過不足金額 (カ)						
県民税払込金額 (キ)	本月分					
	前月分					
	計					
森林環境税払込分率		年	月	日現在 (ク) 0.		
当月徴収に対する森林環境税算出金額 (ケ) (ウ) × (ク)						
本月に清算した払込過不足金額及び繰り過不足金額 (コ)						
森林環境税払込金額 (ク)	本月分					
	前月分					
	計					
3月31日現在の払込分率による県民税・森林環境税払込清算額						
既払込(収納)済額	県民税 (シ)					
	市町民税					
	森林環境税 (ス)					
県民税払込義務額 (セ)	計					
県民税清算を要する過不足金額 (セ) - (シ)						
森林環境税払込義務額 (ソ)						
森林環境税清算を要する過不足金額 (ソ) - (ス)						

(日本産業規格 A列4番)

(裏)

<加算金額内訳>

区	分	現年課税分			滞納繰越分			加算金計	加算金計
		過少申告加算金額	不申告加算金額	重加算金額	過少申告加算金額	不申告加算金額	重加算金額		
県民税、市町民税及び森林環境税に係る徴収済総額	(ア) 本 月 分								
	(イ) 累 計								
同上中戻出した過額納金等の総額	(ウ) 本 月 分								
	(エ) 累 計								
差	(オ) 本 月 分								
	(カ) 累 計								
県民税払込按分率(森林環境税含む。)		年	月	日現在	(キ) 0.				
当月徴収に対する県民税算出金額		(ク) × (キ)							
本月に清算した払込過不足金額及び取り過不足金額		(カ)							
県民税払込金額	(キ) 本 月 分								
	(ク) ± (カ)								
森林環境税払込按分率		年	月	日現在	(ク) 0.				
当月徴収に対する森林環境税算出金額		(ケ) × (ク)							
本月に清算した払込過不足金額及び取り過不足金額		(コ)							
森林環境税払込金額	(ケ) 本 月 分								
	(コ) ± (コ)								
3月31日現在の払込按分率による県民税・森林環境税払込清算額		県民税(シ)							
既払込(取納)済額		市町民税							
		森林環境税(ス)							
		計							
県民税払込義務額	(セ)								
県民税清算を要する過不足金額	(セ)-(シ)								
森林環境税払込義務額	(ソ)								
森林環境税清算を要する過不足金額	(ソ)-(ス)								

様式第21号 (第16条関係)

個人県民税・森林環境税 賦課状況報告書 (当初・確定)

兵庫県 県民局長様
兵庫県条例第23条の規定により、
1 納税義務者 数

兵庫県 県民局長様
兵庫県条例第23条の規定により、
年度賦課状況を次のとおり報告します。

第 年 月 日
市 (区) 町 長

区	分		県 民 税		市 町 民 税		計(イ)+(ロ)	特別徴収(ハ)	普通徴収(ニ)	計(イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)+(ト)	森林環境税(チ)	合計(イ)+(ロ)+(チ)+(ト)
	普通徴収(イ)	特別徴収(ロ)	特別徴収(イ)	普通徴収(ロ)	特別徴収(イ)	普通徴収(ロ)						
合 計	均等割のみ課税した人員 (コ)		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	所得割のみ課税した人員 (サ)		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	均等割と所得割を課税した人員 (シ)		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	計 (コ)+(サ)+(シ) (ス)		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
退職所得の分離課税分	所得割を課税した人員 (セ)		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
合 計 (ス)+(セ)		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
総合課税分	当初報告以外で更正又は決定し、納税通知した人員 (C)		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
退職所得の分離課税分	法第328条の9の規定により更正又は決定した人員及び法第328条の13の規定により納税通知した人員 (E)		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
2 課 税	総合課税分	税 額 (ソ)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
退職所得の分離課税分	税 額 (タ)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合 計 (ソ)+(タ)		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3 減 免	減 免 した 延 人 員 (チ)	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全 額 減 免 した 人 員 (ツ)		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
減 免 した 税 額 (テ)		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
通少申告加算金	不申告加算金	重加算金	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
法第311条適用分	県民税の均等割総額	市町民税均等割の税率	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	県民税	市町民税	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	当該年度の翌年度の収入額となるべき課税額	森林環境税	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	県民税	森林環境税	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	摘要		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	担当者氏名											

(日本産業規格 A列4番)

様式第22号 (第16条関係)

個人県民税・森林環境税 滞納状況報告書



兵庫県 県民局長 様

第 号
年 月 日
市(区)町長

兵庫県条例第24条の規定により、年度分滞納状況を次のとおり報告します。

区 分	県民現年課税		県民課税分		県民滞納課税分		税分		県民税計		森林現年課税		森林課税分		森林滞納課税分		税分		森林環境税計		各種加算金の滞納繰越額		
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	超過申告金	不足申告金	
調 定 額 (ア)																							
払 込 義 務 額 (イ)																							
不 納 欠 損 処 分 した も の (ウ)																							
滞 納 繰 越 した も の (エ) (ア)-(イ)-(ウ)																							
(エ) の 内 訳	徴収額予中のもの																						
	換面の額予中のもの																						
	滞納処分の停止中のもの																						
そ の 他 の も の																							
(摘要)																							
不納欠損処分の総額																							
区 分 金 額																							
現年課税分																							
滞納繰越分																							
県 民 税 払 込 按 分 率																							
県 民 税 払 込 按 分 率 (森 林 環 境 税 含 む。)																							
森 林 環 境 税 払 込 按 分 率																							

(日本産業規格 A列4番)

様式第23号中「払込按分率」を「県民税払込按分率(森林環境税含む。)」に改める。
 様式第36号2ページの部及び4ページの部、様式第41号1ページの部並びに様式第42号2ページの部中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。
 附 則
 (施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第13条の表及び様式第3号の3の改正規定は、令和7年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定の適用がある場合におけるこの規則による改正後の兵庫県税条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第9条第2項の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則様式第20号から様式第23号までの規定は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税に係る通知及び報告について適用し、令和5年度分までの個人の県民税に係る通知及び報告については、なお従前の例による。
- 4 改正後の規則様式第36号、様式第41号及び様式第42号については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前の兵庫県税条例施行規則様式第36号、様式第41号及び様式第42号（以下この項において「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。